

平成 23 年 12 月 1 日

投資家の皆様

カネツ商事株式会社

サーキット・ブレーカー（CB）発動時の限月間連動取り止めについて

来る平成 24 年 1 月 4 日より、株式会社東京工業品取引及び株式会社東京穀物商品取引所で取り扱っております各商品のサーキット・ブレーカー（CB）の運用について、下記の通り変更となりますので、お知らせいたします。

記

【CB 発動時の限月間連動取り止め】(取引所通達文)

サーキット・ブレーカー（CB）の運用につきましては、現在、6 限月中のうち 1 限月でも設定した幅外で対当した場合、全限月で CB を発動（限月間連動）されておりますが、**平成 24 年 1 月 4 日から、限月毎に CB を発動させる運用に変更**いたします。

また、金先物オプション取引につきましては、権利行使価格毎に CB を発動させる運用に変更いたします。

<お問い合わせ先>

対面取引・・・営業担当者又は管理部 03-3669-6668

インターネット取引

コールセンター取引・・・総合サービス部 0120-60-8892

(サービス番号 9 番)

〒103-0005 東京都中央区日本橋久松町 1 2 番 8 号

日本橋久松町東誠ビル 4 階

ホームページ：http://www.kanetsu.co.jp/

以上